

## Statement on OGC's own intellectual property

英国政府商務局保有の知的財産に関する声明文

英国政府商務局（the Office of Government Commerce）では多くの方々に OGC ベストプラクティスを再利用していただきたいと考えていますが、再利用の仕方にかかわらずライセンスが必要となります。ライセンス取得方法については、下記で説明いたします。

英国政府商務局（以下、商務局もしくは OGC と省略）が開発および出版している多種のベストプラクティスは国家著作権および場合によっては商標によって保護されており、総括して商務局保有の知的財産と呼ばれます。商務局では、OGC ベストプラクティスを自社のベストプラクティス規準として再生したい、もしくは営利商品やサービスに取り入れたいと考えている組織への便宜を図っております。商務局保有の知的財産の再利用には、ライセンスの取得が必要です。

下記のテキストは、知的財産に関する主な質問を列挙したものです。（それぞれのリンクを選択のこと。）

商務局保有の知的財産とは？

国家著作権とは？

英国政府商務局保有の商標とは？

商標の再利用は可能か？

「再利用」とは何を意味するのか？

ライセンスにはどのような種類があるのか？

知的財産の再利用には、なぜライセンスが必要か？

何がライセンス適用の対象となるのか？

下記のフローチャートは、再利用に関する頻度の高い質問の回答です。詳しくは、該当するリンクもしくはカラーボックスをクリックしてください。

**e-リンクを使って商務局のウェブサイトを見るには。**

リンクを使って多くの方々にアクセスしていただきたいと考えております。

商務局保有のロゴや商標のイメージを、リンクのために使うことを禁じます。

商務局ウェブサイトリンクするためのガイドラインについては、商務局までお問い合わせください。

**OGC Successful Delivery Toolkit（サクセスフル・デリバリー・ツールキット - SDTK と省略）内の資料を再利用するには。**

SDTK のライセンスはビルトイン（収縮包装）方式なので、ユーザーご自身のシステムに埋め込むことができます。

このビルトインライセンス下での SDTK の再利用は、非営利目的に限られます。

営利目的での再利用についてはライセンス申請が必要とされます。

「付加価値要素なしの国家著作権」出版物を再利用するには。

HMSO のウェブサイトではコアライセンス (Core Licence) をお求めください。// [ここをクリックする](#)。

これにより、正しい認定書を含め、再生のみが可能となります。

同ライセンスは付加価値なしの国家著作権に適用となり、無料で、有効期間は5年間です。

「付加価値要素付きの国家著作権」出版物を再利用するには。

HMSO のウェブサイトでは付加価値ライセンス (Value Added Licence) をお求めください。// [ここをクリックする](#)。

同ライセンスを取得することにより、使用目的にかかわらず本資料を再利用、再出版、再生することができます。

同ライセンスはほとんどの OGC ベストプラクティスに適用となり、有効期間は1年間です。

商務局国家著作権資料を利用する際の選択肢を示すフローチャート。商務局では、自社のベストプラクティス規準としてもしくは営利目的で OGC ベストプラクティスの再生を望む組織への便宜を図っております。商務局保有の知的財産の再利用には、ライセンスの取得が必要です。
---

テキストのリンク：

[e-リンクを使って商務局のウェブサイトへ](#) | [商務局ツールキット資料の再利用](#) | [付加価値要素なしの国家著作権の再利用](#) | [付加価値要素付きの国家著作権の再利用](#) | [商務局商標の再利用](#) | [主となるライセンスを申請](#) | [付加価値ライセンスを申請](#)

ITIL®  
OGC Gateway™  
M\_o\_R®  
PRINCE®  
SDTK  
MSP

## What is OGC 's own intellectual property?

「商務局保有の知的財産」の定義は？

1. 英国政府商務局が開発および出版している多種のベストプラクティスは、国家著作権および場合によっては商標によって保護されています。その資料が商務局保有の知的財産です。
2. 商務局のベストプラクティスには、プログラム管理、プロジェクト管理、調達、サービス管理など、広範囲に渡る管理実践が含まれます。ベストプラクティスは、ウェブサイト上の資料、正式に発行された書籍などその形態は様々です。
3. **IPR Policy Statement** (知的財産所有権方針声明文) の付則 4 に、商務局ベストプラクティスに関連する全商品のリストが掲載されています。 (**IPR = Intellectual Property Rights** の略)

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## What is Crown Copyright?

### 国家著作権とは？

1. 商務局および商務局代行者の出版物に関する著作権は全て国家が保有します。出版物には、「© Crown Copyright with Value Added Product Status（付加価値商品要素付きの国家著作権）」もしくは単に「© Crown Copyright（国家著作権）」のどちらかの著作権声明文が付記されています。
2. 商務局出版物には、どこでアクセス、入手しようと全て著作権保護が適用となります。

[商務局保有の知的財産に関する索引に戻る](#)

## What are OGC's Trade Marks?

英国政府商務局保有の商標とは？

1. 商務局は数多くの商標やロゴを登録しており、それらは特定の出版物に使われています。商標には、通常「..... is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce」（「・・・は英国政府商務局の登録商標です。」）という文が付記されています。商務局の登録形態により、文面が多少異なることもあります。
2. 商標の保護は、商務局保有の商標を利用する全ての人・組織に適用され、特定の商標登録で明記されているすべての国々が対象となります。商務局の商標には、英国で登録されているものと、米国および欧州連合加盟国内で登録されているものがあります。
3. 商務局保有の商標の一覧表と登録についての説明については、**IPR Policy Statement**（知的財産所有権方針声明文）の付則 3 をご覧ください。

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## Can Trade Marks be re-used?

商標の再利用は可能か？

1. 商務局保有の商標は、商務局の出版物およびウェブサイトに使われています。
2. 商務局保有の商標は、商務局の提携団体およびその認可代行業者による出版物にも使われ、それらには独特の商標ライセンス利用条件が適用となります。
3. 第三者が商務局保有の商標を合法的に使用できるのは、商務局が独自に発行する商標ライセンスを取得した場合に限ります。
4. 商標ライセンスの取得目的が、非提携団体の出版物の題名に商務局保有の商標名（ロゴは含まず）を使用する点にある場合には、商務局の出版戦略の条件を満たしていれば、ライセンス申請を考慮します。

[商務局保有の知的財産に関する索引に戻る](#)

## What does "re-use" mean?

「再利用」とは何を意味するのか？

1. 国家著作権資料の再利用とは、個人または組織が出版もしくは他の目的で同資料をコピーあるいは採用したいという意思表示です。

2. 再利用には数々の可能性が考えられ、下記は再利用の例です。

2.1. テキストおよび/もしくは画像情報を別の書類もしくは商品にコピーすること。例えば、国家著作権資料内の図表を再生すること。

2.2. 文章および/もしくは画像情報を、元の資料の本質的意味合いを損なうことなく言い換えあるいはデザイン変更して、別の書類もしくは商品にコピーすること。例えば、別の用語や構成を使って国家著作権資料を採用すること。

2.3. 国家著作権資料をコピーもしくは採用したものを、電子的にもしくはハードコピー形態で出版すること。

事務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## What types of licence are available?

ライセンスにはどのような種類があるのか？

1. 国家著作権資料の再利用には、**Core Licence**（コアライセンス）もしくは**Value Added Licence**（付加価値ライセンス）が必要です。
2. 「© Crown Copyright（国家著作権）」と記載されている資料の再利用には、コアライセンスが必要です。
3. 「© Crown Copyright with Value Added Product Status（付加価値商品要素付きの国家著作権）」もしくは「Value Added Product（付加価値商品）」と記載されている資料の再利用には、付加価値ライセンスが必要です。
4. 商標の再利用には、**Trade Mark Licence**（商標ライセンス）が必要です。

事務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## Why you need a licence to re-use Intellectual Property

知的財産の再利用には、なぜライセンス取得が必要か？

1. 知的財産使用の認可を受けることは正式受諾の意味を持ち、時には、ベストプラクティス開発のための投資に対する見返りとして、料金の支払いを伴うこともあります。
2. 商務局保有の知的財産を合法的に再利用するにはライセンスが必要となります。商務局保有の知的財産を再利用するために発行されたライセンスには、営利目的用と非営利目的用があります。
3. 商務局は、その知的財産が非認可で使用されたりライセンスの取得なしに使用されることのないよう保護に努めています。
4. 知的財産管理に対する商務局の取り組み方は、知的財産権利の保護における標準的な合法手段と情報入手に関する英国政府の方針に基づいています。詳しくは、次のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.hmsso.gov.uk/copyright/managing\\_copyright.htm](http://www.hmsso.gov.uk/copyright/managing_copyright.htm)

<http://www.hm-treasury.gov.uk/media/D7DF5/sgswm.pdf>

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## What might a licence cover?

何がライセンス適用の対象となるのか？

1. 商標局保有の知的財産（国家著作権および商標）の再利用の典型的な理由として、下記が挙げられます。

1.1. 非営利商品・サービスの範囲内での使用。例えば、組織の従業員が業務遂行のための社内管理規準の一部として使う。

1.2. 営利的価値を持つ商品・サービスの範囲内での使用。例えば、顧客に売るか使用を許可するための価格付き商品の一部として、或いは顧客相手のコンサルタント業務の一環として使う。

商標局保有の知的財産に関する索引に戻る

## How to use e-links to the OGC Website

e-リンクを使って商務局のウェブサイトへ

1. 商務局では他のウェブサイトから当局ウェブサイトへのリンクを奨励し、商務局が提供する情報が入手しやすいように便宜を図っています。しかし、英国政府の一部門であるという性格上、他のウェブサイトを支持もしくは是認するという印象を与えがちな箇所に当該リンクを掲載することを禁じます。
2. 商務局認可の商標ライセンスという形で事前に正式許可を受けることなく、商務局もしくは他のウェブサイトへのグラフィックリンクを提供するためのイメージとして商務局保有の商標（ロゴを含む）を使うことを禁じます。
3. 商務局ウェブサイトへのリンクは、有効な情報源の一部として他のウェブサイトと共にウェブページに掲載されるのが一般的と言えるでしょう。商務局ウェブサイトへのリンクを組織のホームページに載せるのは、商務局がその組織を支持もしくは是認するという印象を与えることから妥当ではありません。
4. 商務局ウェブサイトへのリンクについては、サービスデスクまで電話（+44 (0) 845 000 4999）もしくはメール（[ServiceDesk@ogc.gsi.gov.uk](mailto:ServiceDesk@ogc.gsi.gov.uk)）にてお問い合わせください。

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## To re-use material from the OGC Successful Delivery Toolkit

OGC Successful Delivery Toolkit™（商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット）の再利用について。

1. OGC Successful Delivery Toolkit™（SDTK と省略）にはそれ特有のライセンスがあり、コアライセンスおよび付加価値ライセンスの範囲外であることから、国家著作権の特例にあたります。

2. OGC Successful Delivery Toolkit™ の資料を非営利目的で再利用したいときには、ビルトインライセンスである Toolkit Version 5 Conditions of Use（ツールキット バージョン 5 使用条件）に記載されている利用条件に従ってください。

3. OGC Successful Delivery Toolkit™ の資料を営利目的で再利用したいときには、下記のいずれかに従ってください。

3.1. 標準の Value Added Licence（付加価値ライセンス）を取得する。

或いは、

3.2. ビルトインの「収縮包装」ライセンス Toolkit Version 5 Commercial Service Usage Agreement（ツールキット バージョン 5 商業サービス使用契約）の利用条件に従う。

4. どちらが適用されるかは、利用者の再利用目的によります。

4.1 再利用の目的が、顧客への販売もしくは顧客による使用の許可と定義されている商品の範囲内であれば、付加価値ライセンスの取得が必要となる。付加価値ライセンスの取得方法については、次のリンクで。

4.2 再利用の目的が、価格付き商品を伴わず、顧客に対するコンサルタント業務の一環としてならば、Commercial Service Usage Agreement（商業サービス使用契約）が適用される。商業サービス使用契約については、Toolkit Version 5.0 Commercial Service Usage Agreement（ツールキット バージョン 5.0 商業サービス使用契約）をご覧ください。

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## How to re-use an item of Crown Copyright without value added status

付加価値要素なしの国家著作権の再利用について。

1. 「© Crown Copyright（国家著作権）」と記してある資料を再利用したいときには、HMSO（政府刊行物出版局）から Core Licence（コアライセンス）を取得してください。
2. Crown Copyright（国家著作権）と記してある商務局出版物のリストは、IPR Policy Statement（知的財産所有権方針声明文）の付則 1 をご覧ください。
3. コアライセンスの申込書は下記にご送付ください。

HMSO,  
Licensing Division,  
St Clements House,  
2-16 Colegate,  
Norwich,  
NR3 1BQ,

電話：+44 (0)1603 621000  
ファックス：+44 (0)1603 723000,

もしくは、メール: [hmsolicensing@cabinet-office.x.gsi.gov.uk](mailto:hmsolicensing@cabinet-office.x.gsi.gov.uk) もしくは HMSO のウェブサイト  
で申請書にご記入ください。

[http://www.hmso.gov.uk/copyright/licences/core/core\\_licence.htm](http://www.hmso.gov.uk/copyright/licences/core/core_licence.htm).

4. コアライセンスは HMSO のウェブサイトで入手できます。有効期間は 5 年間で、使用目的が営利・非営利に拘わらず無料です。

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## How to re-use an item of Crown Copyright with added value status

付加価値要素付き国家著作権の再利用について。

1. 「© Crown Copyright with Value Added Product Status（付加価値商品要素付き国家著作権）」もしくは「Value Added Product（付加価値商品）」と記してある出版物は全て HMSO コアライセンスの範囲外です。
2. 「Value Added Product」と記してある商務局出版物のリストは、IPR Policy Statement（知的財産所有権方針声明文）の付則 2 をご覧ください。
3. 「© Crown Copyright with Value Added Product Status」もしくは「Value Added Product」と記してある出版物を再利用、再生もしくは再出版したい場合には、再利用の目的が営利・非営利に拘わらず、事前に HMSO から Value Added Licence（付加価値ライセンス）を取得しなければなりません。
4. 付加価値ライセンスの申込書は下記にご送付ください。

HMSO  
Licensing Division,  
St Clements House,  
2-16 Colegate,  
Norwich,  
NR3 1BQ,

電話：+44 (0) 1603 621000

ファックス：+44 (0) 1603 723000

メール：[hmsolicensing@cabinet-office.x.gsi.gov.uk](mailto:hmsolicensing@cabinet-office.x.gsi.gov.uk)

もしくは HMSO のウェブサイトですべての申請書にご記入ください

[http://www.hmso.gov.uk/copyright/licences/valueadded/valadded\\_licence.htm](http://www.hmso.gov.uk/copyright/licences/valueadded/valadded_licence.htm)

### 5. 政府刊行物出版局（HMSO）

HMSO は英国政府商務局と共に申請書の内容を審議します。再利用の目的に合意できれば、付加価値ライセンスの基本条件を申請者の要請に即した形で作成します。基本条件にはライセンス料の支払いについての記述があります。

6. 商務局付加価値商品の再利用に関する料金はいくつかの等級に分かれています。詳しくは、HMSO のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hmso.gov.uk/copyright/licences/valueadded/charging.htm>

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## How to re-use a Trade Mark

商標の再利用について。

1. 商務局は、通常、他の組織がその商品名、サービス名、会社名、インターネットのドメイン名のいずれにも商務局保有の商標を使用することを許可しません。
2. 商務局は、その他の目的で商標を使用するためのライセンス申請を考慮しますが、ライセンスを認可するかどうかの決定権は商務局のみが有します。認可された場合、ライセンス料の支払いが必要となります。
3. 商標の使用について商務局の許可を得たい場合には、商務局サービスまで電話（+44 (0) 845 000 4999）もしくはメール（[ServiceDesk@ogc.gsi.gov.uk](mailto:ServiceDesk@ogc.gsi.gov.uk)）にてお問い合わせください。
4. 商務局では、商務局保有の商標を合法的に利用する者の登録簿を保持しています。

商務局保有の知的財産に関する索引に戻る

## Annex 1

### 付則 1

1. 事務局の商品もしくは出版物の中で「© Crown Copyright」と記してあり、同時に、

1.1 事務局サービスデスクで入手できる印刷物、もしくは

1.2. 事務局ウェブサイトに掲載されているもの。（「OGC Successful Delivery Toolkit」内のウェブサイトは含まれず。）

付加価値要素なしの再利用に戻る

## Annex 2

## 付則 2

1. 商務局の知的財産所有権方針声明文の付則 4 に列記してある全ての商品と出版物。
  2. 商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット 既存バージョンの全ての商品と出版物。
  3. 「© Crown Copyright with Value Added Product Status (付加価値商品要素付きの国家著作権)」および/もしくは「This is a Value Added Product which is outside the scope of the HMSO Core (/Class) Licence (付加価値商品で、HMSO コア(/クラス)ライセンスの範囲外)」と記してある全ての商務局商品と出版物で、
    - 3.1. 商務局サービスデスクで入手できる印刷物、もしくは
    - 3.2. 商務局ウェブサイトに掲載されているもの。（「OGC Successful Delivery Toolkit」内のウェブサイトは含まれず。）
  4. Business Change in Government (政府のビジネス推移) の関連商品と出版物および下記の分野における関連商業活動を制限なく含む。
    - 4.1 調達、および
    - 4.2 政府の地所と建造物
- 付加価値要素付き再利用に戻る

## Annex 3

## 付則 3

1. OGC ベストプラクティス商品を促進するため、商務局は世界各国で数々の商標を保有および管理しています。
2. 商標は全て、英国政府大蔵省の一部門である商務局のみが保有します。
3. 表 1 に掲載されているのは、主な属領内で登録されている 11 の商標で、これら以外にも他の属領に登録されている商標があります。
4. 下記の表 2 は欧州連合に属する国々の詳細であり、共同体登録商標と称される商務局の欧州登録に適用となります。欧州連合加盟国とは、欧州連合拡大以前の加盟国 15 ヶ国（表 2 の 1～15 の国々）および 2004 年 5 月 1 日に新たに加わった 10 ヶ国（同じく表 2 の 16～25 の国々）を指し、よって、現在の全加盟国数は 25 ヶ国となります。
5. 商務局保有の商標に関するいかなる記述およびライセンス許可のある商標使用において、それぞれの商標に独特のマークと商標認可文が付随していなければなりません。下記の表 3 は、11 の主要商標に付随する現行の商標認可文の例証です。

## 表 1

## 参照番号

商務局商標名

英国の商標

他の属領の商標

## 1.

The OGC logo ®（商務局ロゴ）

はい

## 2.

PRINCE ®

はい

欧州連合全加盟国（下記の表 2 を参照）、米国

## 3.

ITIL ®

はい

ベネルクス 3 国、欧州連合全加盟国、フランス、スイス、カナダ、米国

## 4.

IT Infrastructure Library ®（IT インフラ・ライブラリー）

はい

ベネルクス 3 国

## 5.

SSADM ®

はい

6.

M\_o\_R ®

はい

欧州連合全加盟国

7.

The PRINCE2 Cityscape logo ™ (プリンス2 シティースケープロゴ)

はい

オーストラリア、ベネルクス3国、カナダ、米国

8.

PRINCE2 ™

はい

オーストラリア、ベネルクス3国、カナダ

9.

The Best Practice logo ™ (ベストプラクティスロゴ)

はい

10.

OGC Gateway ™ (商務局ゲートウェイ)

はい

11.

OGC Successful Delivery Toolkit™ (商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット)

はい

12.

The MSP Spheres logo ™ (MSP 球形ロゴ)

はい

表 2

参照番号

加盟国名

参照番号

加盟国名

1.

オーストリア

16.

キプロス

2.

ベルギー

17.  
チェコ共和国

3.  
デンマーク

18.  
エストニア

4.  
フィンランド

19.  
ハンガリー

5.  
フランス

20.  
ラトビア

6.  
ドイツ

21.  
リトアニア

7.  
ギリシャ

22.  
マルタ

8.  
アイルランド

23.  
ポーランド

9.  
イタリア

24.  
スロバキア共和国

10.  
ルクセンブルク

25.  
スロベニア

11.  
オランダ

12.  
ポルトガル

13.  
スペイン

14.  
スウェーデン

15.  
英国

表 3

参照番号

商務局商標名およびマーク

商標認可文

1.  
The OGC logo ® (商務局ロゴ)  
“The OGC logo ® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce”  
(The OGC logo ® は英国政府商務局の登録商標です。)

2.  
PRINCE ® (プリンス)  
“PRINCE ® is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce, and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office” (PRINCE ®は英国政府商務局の登録商標および 共同体登録商標であり、米国特許商標局に登録されています。)

3.  
ITIL ®  
“ITIL ® is a Registered Trade Mark, and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce, and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office”  
(ITIL ®は英国政府商務局の登録商標および 共同体登録商標であり、米国特許商標局に登録されています。)

4.  
IT Infrastructure Library ® (IT インフラ・ライブラリー)  
“IT Infrastructure Library ® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce” (IT Infrastructure Library ® は英国政府商務局の登録商標です。)

5.

## SSADM ®

“SSADM ® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce”

(SSADM ®は英国政府商務局の登録商標です。)

6.

## M\_o\_R ®

“M\_o\_R ® is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce” (M\_o\_R ® は英国政府商務局の登録商標および共同体登録商標です。)

7.

## The PRINCE2 Cityscape logo ™

“The PRINCE2 Cityscape logo ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce, and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office”

(The PRINCE2 Cityscape logo ™は英国政府商務局の商標であり、米国特許商標局に登録されています。)

8.

## PRINCE2 ™

“PRINCE2 ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce” (PRINCE2 ™は英国政府商務局の商標です。)

9.

## The Best Practice logo ™ (ベストプラクティスロゴ)

“The Best Practice logo ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce” (The Best Practice logo ™は英国政府商務局の商標です。)

10.

## OGC Gateway ™ (商務局ゲートウェイ)

“OGC Gateway ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce” (OGC Gateway ™ は英国政府商務局の商標です。)

11.

## OGC Successful Delivery Toolkit ™ (商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット)

“OGC Successful Delivery Toolkit ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce” (OGC Successful Delivery Toolkit ™ は英国政府商務局の商標です。)

12.

## The MSP Spheres logo™ (MSP 球形ロゴ)

"The MSP Spheres logo™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce".

(The MSP Spheres logo™ は英国政府商務局の商標です。)

商務局商標とは？に戻る

## Annex 4

## 付則 4

## 1. 商品のカテゴリー

- 1.1. IT Infrastructure Library® (ITIL®) – 商品シリーズ
- 1.2. PRINCE2™ – 商品シリーズ
- 1.3. Managing Successful Programmes (MSP) – 商品シリーズ
- 1.4. Management of Risk (M\_o\_R®) – 商品シリーズ
- 1.5. OGC Gateway™ – 商品シリーズ
- 1.6. OGC Successful Delivery Toolkit™ (SDTK) – 商品シリーズ
- 1.7. Best Practice Guides (要旨説明) – 商品シリーズ
- 1.8. Procurement Generic Guidance (要旨説明) – 商品シリーズ
- 1.9. Business System Development (BSD) with SSADM – 商品シリーズ
- 1.10. Centres of Excellence in Project & Programme Management (COE) – 商品シリーズ

## 2. 商品カテゴリー内の名称

- 2.1. IT Infrastructure Library® (ITIL®) - product series (IT インフラ・ライブラリー – 商品シリーズ)

## 参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.

Application Management (アプリケーション管理)

書籍

ISBN 011330 8663

2.

Application Management (アプリケーション管理)

CD

ISBN 011330 904X

3.

ICT Infrastructure Management (ICT インフラ管理)

書籍

ISBN 011330 8655

4.

ICT Infrastructure Management (ICT インフラ管理)

CD

ISBN 011330 9031

5.

Planning to Implement Service Management (サービス管理実施のための企画)

書籍

ISBN 011330 8779

6.  
Planning to Implement Service Management (サービス管理実施のための企画)  
CD  
ISBN 011330 9058
7.  
Security Management (保安全管理)  
書籍  
ISBN 011330 014X
8.  
Security Management (保安全管理)  
CD  
ISBN 011330 9422
9.  
Service Delivery (サービスの提供)  
書籍  
ISBN 011330 0174
10.  
Service Delivery (サービスの提供)  
CD  
ISBN 011330 8930
11.  
Service Support (サービスの支援)  
書籍  
ISBN 011330 0158
12.  
Service Support (サービスの支援)  
CD  
ISBN 011330 8671
13.  
Software Asset Management (ソフトウェア・アセット・マネジメント)  
書籍  
ISBN 011330 9430
14.  
Software Asset Management (ソフトウェア・アセット・マネジメント)  
CD  
ISBN 011330 9449
15.  
The Business Perspective Vol. 1 - The IS View on Delivering Services to the Business (ビジネス観点第1巻：ビジネスへのサービス提供におけるIS見解)

書籍

ISBN 011330 8949

16.

The Business Perspective Vol. 1 - The IS View on Delivering Services to the Business (ビジネス観点第1巻：ビジネスへのサービス提供におけるIS見解)

CD

ISBN 011330 9023

17.

The Business Perspective Vol. 2 - The Business View on Successful IT Delivery (ビジネス観点第2巻：IT提供に成功するためのビジネス見解)

書籍

ISBN 011330 9694

18.

The Business Perspective Vol. 2 - The Business View on Successful IT Delivery (ビジネス観点第2巻：IT提供に成功するためのビジネス見解)

CD

ISBN 011330 9716

## 2.2. PRINCE2™ - product series (PRINCE2™ - 商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.

Business Benefits through Project Management (プロジェクト管理から受けるビジネス利点)

書籍

ISBN 011330 8981

2.

Managing Successful Projects with PRINCE2 – 2005 New Edition (PRINCE2を使って成果を収めたプロジェクトを管理－2005年新版)

書籍

ISBN 011330 9465

3.

Managing Successful Projects with PRINCE2 – 2005 New Edition (PRINCE2を使って成果を収めたプロジェクトを管理－2005年新版)

CD

ISBN 011330 9473

4.

Passing the PRINCE2 Examinations (PRINCE2試験に合格するには)

書籍

ISBN 011330 9120

5.

People Issues and PRINCE2 (人間関係と PRINCE2)

書籍

ISBN 011330 8965

6.

PRINCE2 Pocket Book (Pack of 10) (PRINCE2 ポケットサイズ本－10 冊組)

書籍

ISBN 011330 9007

7.

Tailoring PRINCE2 (PRINCE2 をニーズに合わせる)

書籍

ISBN 011330 8973

8.

Project Management Maturity Model (PMMM) version 5.0 (プロジェクト管理充実見本バージョン 5)

PDF と SDK 記載内容

9.

Portfolio, Programme & Project Management Maturity Model (P3M3) version 0.1

(ポートフォリオ、プログラムおよびプロジェクト管理充実見本 バージョン

0.1)

PDF と SDK 記載内容

10.

PRINCE2 Maturity Model (PRINCE2 充実見本)

PDF

2.3. Managing Successful Programmes (MSP) - product series (成果を収めたプログラムの管理－商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.

Managing Successful Programmes (MSP) - Second Edition 2003 (成果を収めたプログラムの管理－2003 年第 2 版)

書籍

ISBN 011330 9171

2.

Managing Successful Programmes (MSP) - Second Edition 2003 (成果を収めたプログラムの管理－2003年第2版)

CD

ISBN 011330 9392

2.4. Management of Risk (M\_o\_R®) - product series (リスク管理 [M\_o\_R®]－商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.

Management of Risk: Guidance for Practitioners (リスク管理：実践者用手引き)

書籍

ISBN 011330 9090

2.

Management of Risk: Guidance for Practitioners (リスク管理：実践者用手引き)

CD

ISBN 011330 9104

2.5. OGC Gateway™ - product series (OGC Gateway™－商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.

OGC Gateway Workbook No 0 Strategic Assessment (OGC Gateway ワークブック No.0 戦略的評価)

書籍と SDTK 記載内容

2.

OGC Gateway Workbook No 1 Business Justification (OGC Gateway ワークブック No.1 ビジネスの正当化)

書籍と SDTK 記載内容

3.

OGC Gateway Workbook No 2 Procurement Strategy (OGC Gateway ワークブック No.2 調達戦略)

書籍と SDTK 記載内容

4.

OGC Gateway Workbook No 3 Investment Decision (OGC Gateway ワークブック  
No.3 投資に関する決断)  
書籍と SDTK 記載内容

5.  
OGC Gateway Workbook No 4 Readiness For Service (OGC Gateway ワークブック  
No.4 サービスへの準備完了)  
書籍と SDTK 記載内容

6.  
OGC Gateway Workbook No 5 Benefits Evaluation (OGC Gateway ワークブック No.5  
利得の評価)  
書籍と SDTK 記載内容

7.  
Preparing for a OGC Gateway Review (OGC Gateway 再検討に向けての準備)  
書籍と SDTK 記載内容

8.  
The OGC Gateway Process – A Managers Checklist (OGC Gateway の過程－管理者用チ  
ェックリスト)  
書籍と SDTK 記載内容

9.  
The OGC Gateway Process – Gateway to Success (OGC Gateway－成功への入口)  
書籍と SDTK 記載内容

10.  
What is the OGC Gateway Review Process (FAQs) (OGC Gateway 再検討の過程とは？  
〔FAQ〕)  
書籍と SDTK 記載内容

11.  
OGC Gateway low risk workpack (OGC Gateway 低リスクガイダンスセット)  
CD と SDTK 記載内容

2.6. OGC Successful Delivery Toolkit™ (SDTK) - product series (サクセスフル・デリバ  
リー・ツールキット〔SDTK と省略〕－商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.  
OGC Successful Delivery Toolkit Version 5.0 (商務局サクセスフル・デリバリー・ツ  
ールキット バージョン 5.0)  
CD および ウェブサイト

2.  
OGC Successful Delivery Toolkit Version 5.0（商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット バージョン 5.0）  
DVD

3.  
OGC Successful Delivery Pocket Book – Preparation – Getting ready for Programme / Project Initiation（商務局サクセスフル・デリバリー・ポケットサイズ本－準備－プログラムの用意－プロジェクト開始）  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

2.7. Best Practice Guides (Briefings) - product series（ベストプラクティスガイド〔要旨説明〕－商品シリーズ）

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.  
Ensuring grant aided bodies deliver value for money on procurement involving public money（公費助成団体による調達において、公共資金利用価値が高いことを確固とする）  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

2.  
Forming partnering relationships with the private sector in an uncertain world（不安定な国際状況の中で民間部門と共同関係を築く）  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

3.  
Gateway to Success（成功への入口）  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

4.  
How major service contracts can go wrong（主要サービス契約はどのようにして失敗するか）  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

5.  
Improving the efficiency and effectiveness of procurement to achieve faster delivery（迅速な提供を可能にするために、調達の効率性と有効性を改善する）  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

6.  
Managing partnering relationships（共同関係の管理）  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

7.

Risk allocation in long term contracts (長期契約におけるリスク分担)  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

8.

Value for money (値段相応の価値)  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

9.

Why IT projects fail (IT プロジェクトが失敗するのはなぜか)  
書籍、PDF および SDTK 記載内容

2.8. Procurement Generic Guidance (Briefings) – product series (包括的調達のご案内 (要旨説明) – 商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.

Contract Management (契約の管理)  
PDF と SDTK 記載内容

2.

Dispute Resolution (争議の解決)  
PDF と SDTK 記載内容

2.9. Business System Development (BSD) with SSADM® - product series (SSADM®を活用したビジネスシステムの開発 – 商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体

ISBN

1.

BSD (Business System Development) with SSADM - Behaviour and process modelling  
(SSADM を活用したビジネスシステムの開発 – 態度とプロセスの見本)

書籍

ISBN 011330 8744

2.

BSD (Business System Development) with SSADM - Boxed set of 7 titles (SSADM を活用したビジネスシステムの開発 – 箱入り 7 冊セット)

書籍のセット

ISBN 011330 8833

3.  
BSD (Business System Development) with SSADM - CD (SSADM を活用したビジネスシステムの開発－CD)  
CD  
ISBN 011330 8841
4.  
BSD (Business System Development) with SSADM - Data Modelling (SSADM を活用したビジネスシステムの開発－データ見本)  
書籍  
ISBN 011330 871X
5.  
BSD (Business System Development) with SSADM - Database and Physical Process Design (SSADM を活用したビジネスシステムの開発－データベースと物理的プロセスデザイン)  
書籍  
ISBN 011330 8760
6.  
BSD (Business System Development) with SSADM - Function Modelling (SSADM を活用したビジネスシステムの開発－機能見本)  
書籍  
ISBN 011330 8752
7.  
BSD (Business System Development) with SSADM - SSADM Foundation (SSADM を活用したビジネスシステムの開発－SSADM 基盤)  
書籍  
ISBN 011330 8701
8.  
BSD (Business System Development) with SSADM - The Business Context (SSADM を活用したビジネスシステムの開発－ビジネス状況)  
書籍  
ISBN 011330 8728
9.  
BSD (Business System Development) with SSADM - User Centred Design (SSADM を活用したビジネスシステムの開発－ユーザーを中心におくデザイン)  
書籍  
ISBN 011330 8736
- 2.10. Centres of Excellence in Project & Programme Management (COE) - product series  
(プロジェクトおよびプログラム管理における卓越性集中の場－商品シリーズ)

参照番号

英国政府商務局出版物名

媒体  
ISBN

1.  
COE Information Pack - Version 3.1 April 2004 (COE 情報セット－ 2004 年 4 月 バージョン 3.1)  
PDF と SDTK 記載内容
2.  
NAO/OGC list of common causes of project failure (プロジェクトが失敗する一般的原  
因－NAO・ 商務局の一覧表)  
PDF と SDTK 記載内容
3.  
Prioritisation Categories (優先するカテゴリー)  
PDF と SDTK 記載内容
4.  
Improvement Planning Assessment (IPA) Version 2.3 (企画評価の改善－バージョン  
2.3)  
PDF と SDTK 記載内容

[商務局知的財産とは？に戻る](#)

[付則 2 に戻る](#)

## Annex A

知的財産に関する商務局方針の付則 A（主要ベストプラクティス出版物）

**OGC Successful Delivery Toolkit™ (SDTK)**（商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット〔SDTK と省略〕）

組織内部での使用を目的としたハイレベルの指導書。無料。調達管理、ビジネス変遷、IT および地所と建造物プロジェクトに関する書で、**OGC Successful Delivery Toolkit** の **Library Section** を参照のこと。ビルトインライセンスの使用条件付き。

**Managing Successful Programmes (MSP)**（成果を収めたプログラムの管理〔MSP と省略〕）

変化の効果的管理について、商務局の取り組み方を説明する書。プログラム管理フレームワークの全体像を示し、リーダーシップ、利得管理、利害関係者管理、コミュニケーション、リスク管理、プログラム統轄、ビジネス例の管理などの基本原理について考察する。更に、帰属意識の変化、プログラムの詳しい定義とそのビジョン、ポートフォリオ管理、測定可能なビジネス利得を組織にもたらし現実化する点にも触れる。

**Managing Successful Projects with PRINCE2™**（成果を収めたプロジェクトを PRINCE2™ で管理）

PRINCE® は、「Projects in Controlled Environments（制御環境内でのプロジェクト）」の頭文字をとったもので、組織、管理、プロジェクトの制御などに関するプロジェクト管理方法論。PRINCE® は、今や、英国のプロジェクト管理における事実上の基準とされている。

**Management of Risk (M\_o\_R®)**（リスク管理）

組織が成功を収めるにはリスク管理が必要不可欠である。業務管理、サービスの供給および資金の最大限利用において、上手にリスクを負うことが革新的取り組み方を通じた業績改善につながる。戦略、プログラム、プロジェクト、実践のどのレベルにもリスクは存在するので、リスクを認識し、評価し、対応策を打ち出す上で、情報を考慮に入れた決定がフレームワークとなる。

**ITIL® (IT Infrastructure Library)**（IT インフラ・ライブラリー）

ITIL® は、IT サービス管理において広く国際的に認識されている取り組み方で、世界の公共・民間部門の経験をもとにした統合的ベストプラクティス。ITIL のベストプラクティス実践のプロセスは、**IT Service Management BS15000**（IT サービス管理英国標準規格番号 15000）の基準を支持し、またその支持を受けている。

**Business Systems Development (with SSADM®)**（SSADM® を活用したビジネスシステムの開発－商品シリーズ）

**Business Systems Development (BSD)** は、ビジネスシステムの要求を明確にし、かつそれに適する IT 解決策を設定するため、パワフルな評価およびデザインテクニックを提供する。商業上の規律における基礎であり、ビジネスアナリストの役割も果たす。

**OGC Gateway™**（商務局ゲートウェイ）

OGC Gateway™ のプロセスは、プログラムやプロジェクトがうまく次の段階に進んでいくことができるよう、最も重要な段階でそれらの実施状況をチェックする。サービスの調達、地所および建造物、IT で可能な業務変更、フレームワーク契約を使った調達などのプログラムやプロジェクトなど、広範囲に利用できるようデザインされている。英国中央政府の民間部門では日常的に使われているプロセスで、公共部門や世界各国でも広く活用されている。

## Commercial Service Usage Agreement

### Commercial Service Usage Agreement (商業サービスの利用契約)

#### 1. はじめに

1.1. 本契約は商務局が発行し、国家著作権により保護されている情報にのみ適用する。

1.2. 本契約は、下記の 4.1.3 項で明記されている情報を記入した商務局 Licence Commencement Form (ライセンス開始用紙) を、利用者が商務局に提出した日に発効する。本契約は、資料が記載されている OGC Successful Delivery Toolkit™ (商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット) の既存バージョンの耐用期間もしくは 2006 年 9 月 1 日のうち、どちらか早い方の日付まで有効とする。どちらにせよ、本契約は 2006 年 9 月 1 日で失効する。

#### 2. 定義

2.1. この契約では、以下の用語は下記の意味をもつ。

##### 契約

本契約には別表が含まれる。

##### 開始日

4.1.3 項に従い、利用者がライセンス開始用紙に明記されている情報を商務局に提出した日。

##### 商業サービス

資料、カスタマイズした資料もしくは商業サービス書類を使って利用者が提供し、かつ価格付き商品と認められる物を伴わない商業サービス。

##### 商業サービス書類

資料もしくはカスタマイズした資料の内容を使った/取り入れた商業サービスの提供をサポートするために、利用者が使う内部書類。

##### 国家著作権

Copyright Designs and Patents Act 1988 (1988 年デザインおよび特許著作権法)、Copyright Act 1956 (1956 年著作権法) および Copyright Act 1911 (1911 年著作権法) で定義付けられている通り。

##### カスタマイズした資料

利用者がカスタマイズするか、もしくは変更した資料。

##### 範疇外資料

OGC Successful Delivery Toolkit™ Version 5 (商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット バージョン 5) 内の下記の出版物、あるいはそれに関連する Successful Delivery Toolkit ウェブサイトは本契約の範疇外である。

“The Project Management Maturity Model (PMMM) version 5.0”

(プロジェクト管理充実見本 バージョン 5)

“The Portfolio, Programme & Project Management Maturity Model (P3M3) version 0.1”  
(ポートフォリオ、プログラムおよびプロジェクト管理充実見本 バージョン 0.1)

OGC Gateway™ セットは以下の出版物で構成されている。

“What is the Gateway Review Process (FAQs)”;  
(OGC Gateway 再検討の過程とは? [FAQ] )

“The OGC Gateway™ Process – A Managers Checklist”;  
(OGC Gateway の過程－管理者用チェックリスト)

“The OGC Gateway™ Process – Gateway to Success”;  
(OGC Gateway－成功への入口)

“Preparing for a Gateway Review”;  
(OGC Gateway 再検討に向けての準備)

“OGC Gateway Workbook No 0 Strategic Assessment”;  
OGC Gateway ワークブック No.0 戦略的評価)

“OGC Gateway Workbook No 1 Business Justification”;  
(OGC Gateway ワークブック No.1 ビジネスの正当化)

“OGC Gateway Workbook No 2 Procurement Strategy”;  
(OGC Gateway ワークブック No.2 調達戦略)

“OGC Gateway Workbook No 3 Investment Decision”;  
(OGC Gateway ワークブック No.3 投資に関する決断)

“OGC Gateway Workbook No 4 Readiness For Service”;  
(OGC Gateway ワークブック No.4 サービスへの準備完了)

“OGC Gateway Workbook No 5 Benefits Evaluation”;  
(OGC Gateway ワークブック No.5 利得の評価)

“OGC Gateway low risk Workpack”;  
(OGC Gateway 低リスクガイダンスセット)

HMSO (政府刊行物出版局)

Queen’s Printer (国家印刷所) および Queen’s Printer for Scotland (スコットランド国家印刷所) と同じく、政府刊行物出版局の監督官。また、監督官の代理として国家著作権および国家データベース権を管理する政府刊行物出版局自体も意味する。

ライセンス開始用紙

商務局が指定する用紙で、本契約の 4.1.3 項で明記された情報を記載する。

## 資料

OGC Successful Delivery Toolkit™（商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット）の既存バージョン内の記載内容、あるいはそれに関連する Successful Delivery Toolkit ウェブサイトで、前述の「範疇外資料」を除く。全ての資料は国家著作権によって保護されている。

## 公的情報源

商務局もしくは商務局の代理が公表する全出版物、商品および情報サービス。

## 商務局、OGC

英国政府商務局。英国政府大蔵省の一部門で、the Lords Commissioners of Her Majesty's Treasury（英国政府大蔵省財務卿委員会）を代行し、独立した法的性格を持たない。住所は、Trevelyan House, 30 Great Peter Street, London SW1P 2BY。

## 商務局、商務局の 英国政府商務局

## 利用者、利用者の

本契約における権利を授与された個人もしくは合法団体。

## 3. 権利の授与

### 3.1.

商務局は、HMSO の代理として、別表 A に定義されている独占的および譲渡不可能な権利を本契約の有効期間のみ無料で利用者に授与する。

3.2. 本契約は、商務局保有の商標の使用における一切の権利を利用者に授与しない。

## 4. 利用者の義務

4.1. 利用者は本同意書に基づき以下の義務を全うしなければならない。

4.1.1. 本資料を公的情報から正確に再生する。

4.1.2. 商務局が希望すれば、利用者の商業サービスおよび商業サービス書類への無料アクセス権を商務局に授与する。これには、妥当であれば、利用者の商業サービス書類の電子版を商務局のコンピュータに読み込み、かつそれを使用することを許可する無料ライセンスを商務局に提供することを含む。

4.1.3. ライセンス開始用紙に定義してある通り、利用者に関する次の情報を同用紙に記載し商務局に通知する：氏名、住所、連絡者名、電話番号、メールアドレスおよび利用者が同情報を商務局に通知した日付。

4.1.4. 上記 4.1.3 項で定義されている情報の変更および/もしくは本契約に意味をもつ情報を全て書面もしくは電子メールにて商務局に通知する。

4.1.5. 別表 A で定義してある認可文に言及し、資料源が何かを確認する。

4.1.6. 別表 A の記述にあるように、関連する商標認可文に言及し、資料、カスタマイズした資料もしくは商業サービス書類に記載されている商務局商標の全てを認識する。

4.1.7. 本契約を解約したいときには商務局に通知する。

4.1.8. 本資料の使用が、Data Protection Act 1998（1998年データ保護法）にのっとっていることを確認する。

4.1.9. 古い情報を新情報として提供しない。

4.1.10. 資料、カスタマイズした資料もしくは商業サービス書類を、あたかも商務局もしくは他の英国政府部門が認可している印象を与えるか、もしくは人の誤解を招くようなやり方で使用しない。

4.1.11. 登録商標である商務局保有のロゴもしくは他の英国政府部門保有のロゴを、商務局もしくは当該政府部門の書面での許可なしに再生しない。

4.1.12. 商務局保有の商標もしくは他の英国政府部門保有の商標を、商務局もしくは当該政府部門の商標ライセンスという形における書面での許可なしに再生しない。

4.1.13. 資料、カスタマイズした資料もしくは商業サービス書類を、利用者自身の商業サービスの一環として以外には売ったり、リースしたり、貸したりしない。また、他人にそうさせない。

4.1.14. 資料、カスタマイズした資料もしくは商業サービス書類を商品に取り入れ、その後で売ったり、リースしたり、貸したりしない。また、他人にそうさせない。

4.1.15. 別表 A の段落 2.2 の「権利の授与」の項において、本資料の改造に翻訳が含まれるとすれば、利用者は、本資料のテキストを正確にかつ原文の文体に忠実に翻訳する義務がある。

4.1.16. 別表 A の段落 2.2 の「権利の授与」の項において、本資料の改造に翻訳が含まれるとすれば、商務局が請えば、利用者はその翻訳のコピー一部を無料で商務局に送付する義務がある。

## 5. 最新資料

5.1. 本契約有効期間中に資料が時代遅れになった場合には、商務局はその資料の再利用許可を撤回する権利を保持する。商務局は、指定日までにそのような古い資料を利用者の商業サービスから除去し、再利用を止めるよう書面にて通知する。

## 6. 本契約の条件変更

6.1. 商務局は、いかなるときも本契約の条件を変更する権利を留保する。変更は商務局のウェブサイト ([www.ogc.gov.uk](http://www.ogc.gov.uk)) にて公表する。

6.2. 商務局は、当局の裁量のみで、利用者への書面による3ヶ月前の事前通告で本契約を解約する権利を留保する。

## 7. 委譲

7.1. 利用者は本契約を委譲したり更改してはならない。

## 8. 免責条項

8.1. 利用者は自分の責任においてのみ本資料を使用する。商務局は、本資料に何の欠陥もなく、本資料が利用者の要求にかなったものであるという誓約、表示、もしくは保証をするものではない。

## 9. 統治法

9.1. 本契約は英国およびウェールズの法律のもとに作成され、英国およびウェールズの裁判所の単独司法権下にあり、利用者および商務局ともにこれに従う義務がある。

## 別表 A

### 1. 著作権声明文

1.1. “© Crown copyright 2005. This is a crown copyright value added product, reuse of which requires a Click-Use Licence for value added material issued by HMSO.”（「2005年 国家著作権」これは国家著作権付加価値商品であり、再利用するには HMSO が発行する「Click-Use ライセンス」を取得しなければならない。）

### 2. 権利の授与

- 2.1. 非営利目的での本資料の使用、再利用、再発行、コピーおよび再生。
- 2.2. 利用者のプロセスとビジネス環境に即すように本資料を変更および改造（翻訳を含む）することにより、カスタマイズした資料を作成すること。
- 2.3. 利用者の商品に本資料もしくはカスタマイズした資料を再生もしくは取り入れること。

### 3. 認可文

3.1. 本資料とカスタマイズした資料には、下記の認可文が記載されている。  
 “The OGC Successful Delivery Toolkit™ is a Crown Copyright Value Added product developed, owned and published by the Office of Government Commerce. It is subject to Crown copyright protection and is reproduced under licence with the kind permission of the Controller of HMSO and the Office of Government Commerce.”（「商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット」は、英国政府商務局の開発、所有、発行による国家著作権付加価値商品である。また、国家著作権の保護下にあり、ライセンスを取得すれば HMSO の監督官と商務局の許可を得て再生することができる。）

### 4. 商標声明文

4.1. “The Best Practice logo™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”.

（The Best Practice logo™は英国政府商務局の商標です。）

4.2. “ITIL® is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office”.（ITIL®は英国政府商務局の登録商標および共同体登録商標であり、米国特許商標局に登録されています。）

- 4.3. “IT Infrastructure Library ® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (IT Infrastructure Library ®は英国政府商務局の登録商標です。)
- 4.4. “M\_o\_R ® is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (M\_o\_R ® は英国政府商務局の登録商標および 共同体登録商標です。)
- 4.5. “The MSP Spheres logo ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (MSP Spheres logo ™は英国政府商務局の商標です。)
- 4.6. “OGC Gateway ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (OGC Gateway ™は英国政府商務局の商標です。)
- 4.7. “The OGC Logo ® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce ”. (The OGC Logo ®は英国政府商務局の登録商標です。)
- 4.8. “OGC Successful Delivery Toolkit ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce” (OGC Successful Delivery Toolkit ™は英国政府商務局の商標です。)
- 4.9. “PRINCE ® is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce, and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office ”. (PRINCE ® は英国政府商務局の登録商標であり、米国特許商標局に登録されています。)
- 4.10. “PRINCE2 ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (PRINCE2 ™ は英国政府商務局の商標です。)
- 4.11. “The PRINCE2 Cityscape logo ™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce, and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office ” (PRINCE2 Cityscape logo ™ は英国政府商務局の商標であり、米国特許商標局に登録されています。)
- 4.12. “SSADM ® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (SSADM ® は英国政府商務局の登録商標です。)

## Licence Commencement Form

ライセンス開始用紙

SDTK 商業サービス使用契約と共に使用のこと。

SDTK 商業サービス使用契約において、OGC Successful Delivery Toolkit™ (SDTK):  
( 商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキット [SDTK と省略] ) 内の資料を  
再利用するには下記の詳細を商務局に提出してください。

ライセンシーの詳細をここに記載のこと。

ライセンシーの氏名：

連絡者名：

住所：

電話番号：

この詳細を商務局に提出した日付：  
( 例の通りに記述のこと )

テクニカルな理由でこの用紙が使えないときには、商務局サービスデスクにご連絡  
ください。

サービスデスクの営業時間は、月～金、8:00am ～6:00pm。

電話：0845 000 4999 ( 英国内から ) もしくは +44 (0)1603 704999 ( 国際 )

或いは、電子メールで：[ServiceDesk@ogc.gsi.gov.uk](mailto:ServiceDesk@ogc.gsi.gov.uk)

郵送の場合は、下記の住所まで：

Service Desk  
Office of Government Commerce  
Rosebery Court  
St. Andrews Business Park  
Norwich  
NR7 0HS  
United Kingdom

本用紙を商務局に提出すると、利用者が SDTK 商業サービス使用契約の利用条件を  
受諾したことになります。利用条件を受諾しないと、本契約は無効となり、どのよ  
うな権利も利用者に授与されません。

#### データ保護情報

利用者の個人データは、本契約の下で利用者に授与された権利を商務局が管理および監査し、またその目的で商務局が利用者と連絡をとる際に使われることがあります。商務局は、1988年データ保護法の8原則に従い、個人データを保持する手動および電子システムを管理します。商務局のデータ保護方針についての詳しい情報は、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.ogc.gov.uk](http://www.ogc.gov.uk)

## Toolkit Usage Agreement

### ツールキット使用契約

#### 1. はじめに

1.1. 本契約は商務局が発行し、国家著作権により保護されている情報にのみ適用する。

1.2. 本契約は、本資料の耐用期間のみ有効とする。

#### 2. 定義

2.1. この契約では、以下の用語は下記の意味をもつ。

#### 契約

本契約には別表が含まれる。

#### 国家著作権

Copyright Designs and Patents Act 1988（1988年デザインおよび特許著作権法）、Copyright Act 1956（1956年著作権法）および Copyright Act 1911（1911年著作権法）で定義付けられている通り。

#### カスタマイズした資料

本資料の利用者バージョン。

#### エンドユーザーライセンス

エンドユーザーが、利用者の商品の電子バージョンにどのようにアクセスすべきかを明記した書類。

#### エンドユーザー

利用者の商品の電子もしくはデジタル版を使うユーザーおよび加入者。

#### HMSO（政府刊行物出版局）

Queen's Printer（国家印刷所）および Queen's Printer for Scotland（スコットランド国家印刷所）と同じく、政府刊行物出版局の監督官。また、監督官の代理として国家著作権および国家データベース権を管理する政府刊行物出版局自体も意味する。

#### 資料

OGC Successful Delivery Toolkit Version 5（商務局サクセスフル・デリバリー・ツールキットバージョン5）。関連する最新の Successful Delivery Toolkit 全ウェブサイトおよび本契約を含む。全ての資料は国家著作権によって保護されている。

#### 公式情報源

商務局もしくは商務局の代理が公表した全出版物、商品および情報サービス。

#### OGC

英国政府商務局。

商務局、商務局の  
英国政府商務局。

商品

利用者の所有下にあり、本資料もしくはカスタマイズした資料を取り入れた全ての  
商品。

利用者、利用者の

本資料を利用する個人もしくは合法団体。

### 3. 権利の授与

3.1. 商務局は、HMSO の代理として、別表 A に定義されている独占的および譲渡不  
可能な権利を利用者に授与する。

### 4. 利用者の義務

4.1. 利用者は本同意書に基づき以下の義務を全うしなければならない。

4.1.1. 本資料を公的情報から正確に再生する。

4.1.2. 商務局が希望すれば、利用者の商品のコピーを無料で商務局に送付する。ま  
た、妥当であれば、利用者の商品を商務局のコンピュータに読み込み、かつそれを  
使用することを許可する目的で、エンドユーザーライセンスを無料で商務局に提供  
する。

4.1.3. 商務局が希望した場合、利用者の標準エンドユーザーライセンスのコピーを  
商務局に送付する。

4.1.4. 利用者の氏名、住所もしくは本契約に意味のある情報の変更は、全て書面も  
しくは電子メールにて商務局に通知する。

4.1.5. 別表 A で定義してある認可文に言及し、資料源が何かを確認する。

4.1.6. 別表 A の著作権声明文に言及する。

4.1.7. 別表 A の記述にあるように、適切な商標認可文に言及し、本資料に記載され  
ている商務局商標の全てを認識する。

4.1.8. 本契約を解約したいときには商務局に通知する。

4.1.9. 資料の使用が、Data Protection Act 1998（1998年データ保護法）にのっ  
とっていることを確認する。

4.1.10. 古い情報を新情報として提供しない。

4.1.11. 本資料を、特定の商品もしくはサービスの広告もしくはプロモーション用として、或いは、あたかも商務局もしくは他の英国政府部門が認可している印象を与えるか、もしくは人の誤解を招くようなやり方で使用しない。

4.1.12. 商務局保有のロゴもしくは他の英国政府部門保有のロゴを、商務局もしくは当該政府部門の書面での許可なしに再生しない。

4.1.13. 商務局保有の商標もしくは他の英国政府部門保有の商標を、商務局もしくは当該政府部門の書面での許可なしに再生しない。

4.1.14. 本資料もしくはカスタマイズした資料をリースしたり、貸したりしない。また、他人にそうさせない。

4.1.15. 本資料もしくはカスタマイズした資料を商品に取り入れ、その後で売ったり、リースしたり、貸したりしない。また、他人にそうさせない。

4.1.16. 本資料もしくはカスタマイズした資料をどのような方法においても営利目的で利用しない。また、他人にそうさせない。

4.1.17 別表 A の段落 2.2 の「権利の授与」の項において、資料の改造に翻訳が含まれるとすれば、利用者は、資料のテキストを正確にかつ原文の文体に忠実に翻訳する義務がある。

4.1.18. 別表 A の段落 2.2 の「授与」の項において、資料の改造に翻訳が含まれるとすれば、商務局が請えば、利用者はその翻訳のコピー一部を無料で商務局に送付する義務がある。

## 5. 最新資料

5.1. 本契約有効期間中に資料が時代遅れになった場合には、商務局はその資料の再利用許可を撤回する権利を保持する。商務局は、指定日までにそのような古い資料を利用者の商品から除去し、再利用を止めるよう書面にて通知する。

## 6. 本契約の条件変更

6.1. 商務局は、いかなるときも本契約の条件を変更する権利を留保する。変更は商務局のウェブサイトにて公表する。

## 7. 委譲

7.1. 利用者は本契約を委譲したり更改してはならない。

## 8. 免責条項

8.1. 利用者は自分の責任においてのみ本資料を使用する。商務局は、本資料に何の欠陥もなく、本資料が利用者の要求にかなったものであるという誓約、表示、もしくは保証をするものではない。

## 9. 統治法

9.1. 本契約は英国およびウェールズの法律のもとに作成され、英国およびウェールズの裁判所の単独司法権下にあり、利用者および商務局ともにこれに従う義務がある。

## 別表 A

### 1. 著作権声明文

1.1. “© Crown copyright 2005. This is a crown copyright value added product, reuse of which requires a Click-Use Licence for value added material issued by HMSO.”（「2005 年国家著作権」これは国家著作権付加価値商品であり、再利用するには HMSO が発行する「Click-Use ライセンス」を取得しなければならない。）

### 2. 権利の授与

- 2.1. 非営利目的での本資料の使用、再利用、再発行、コピーおよび再生。
- 2.2. 利用者のプロセスとビジネス環境に即すように本資料を変更および改造（翻訳を含む）することにより、カスタマイズした資料を作成すること。
- 2.3. 利用者の商品に本資料もしくはカスタマイズした資料を再生もしくは取り入れること。

### 3. 認可文

3.1. 資料とカスタマイズした資料には、下記の認可文が記載されている。  
 “The OGC Successful Delivery Toolkit™ is a Crown Copyright Value Added product developed, owned and published by the Office of Government Commerce. It is subject to Crown copyright protection and is reproduced under licence with the kind permission of the Controller of HMSO and the Office of Government Commerce.”（「商務局サクセフル・デリバリー・ツールキット」は、英国政府商務局の開発、所有、発行による国家著作権付加価値商品である。また、国家著作権の保護下にあり、ライセンスを取得すれば HMSO の監督官と商務局の許可を得て再生することができる。）

### 4. 商標声明文

- 4.1. “The Best Practice logo™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”.  
 （The Best Practice logo™は英国政府商務局の商標です。）
- 4.2. “ITIL® is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office”.（ITIL®は英国政府商務局の登録商標および共同体登録商標であり、米国特許商標局に登録されています。）
- 4.3. “IT Infrastructure Library® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce”.（IT Infrastructure Library®は英国政府商務局の登録商標です。）
- 4.4. “M\_o\_R® is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce”.（M\_o\_R®は英国政府商務局の登録商標および共同体登録商標です。）
- 4.5. “The MSP Spheres logo™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”.  
 （MSP Spheres logo™は英国政府商務局の商標です。）
- 4.6. “OGC Gateway™ is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”.（OGC Gateway™は英国政府商務局の商標です。）
- 4.7. “The OGC Logo® is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce”.（The OGC Logo®は英国政府商務局の登録商標です。）

4.8. “OGC Successful Delivery Toolkit <sup>TM</sup> is a Trade Mark of the Office of Government Commerce” (OGC Successful Delivery Toolkit <sup>TM</sup>は英国政府商務局の商標です。)

4.9. “PRINCE <sup>®</sup> is a Registered Trade Mark and a Registered Community Trade Mark of the Office of Government Commerce, and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office”. (PRINCE <sup>®</sup> は英国政府商務局の登録商標であり、米国特許商標局に登録されています。)

4.10. “PRINCE2 <sup>TM</sup> is a Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (PRINCE2 <sup>TM</sup> は英国政府商務局の商標です。)

4.11. “The PRINCE2 Cityscape logo <sup>TM</sup> is a Trade Mark of the Office of Government Commerce, and is Registered in the U.S. Patent and Trademark Office” (PRINCE2 Cityscape logo <sup>TM</sup> は英国政府商務局の商標であり、米国特許商標局に登録されています。)

4.12. “SSADM <sup>®</sup> is a Registered Trade Mark of the Office of Government Commerce”. (SSADM <sup>®</sup> は英国政府商務局の登録商標です。)

[ホームページに戻る。](#)